

都道府県・ 政令指定都市名	17 石川県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民文化スポーツ部男女共同参画課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 11 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	石川県男女共同参画推進庁内連絡会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和55年4月28日 根拠: 任意規定(平成13年4月1日名称変更)
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	石川県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年5月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	いしかわ男女共同参画プラン2011改定版		
改定・見直しの予定時期	令和3年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	石川県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年10月12日
	施 行 日	平成13年10月12日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:令和2年4月1日	2:令和2年5月1日	3:その他: 令和2年6月1日
目 標 値		令和 2 年度まで		50 %		
根 拠		いしかわ男女共同参画プラン2011改定版(平成28年3月)				
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、条例、要綱等に基づき設置されている審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(93)		
		延総委員等数(1,245)			延女性委員等数(530) 女性比率(42.6)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(77)うち女性委員を含む審議会等数(77)		
		延総委員等数(1,047)			延女性委員等数(439) 女性比率(41.9)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(35)		
		延総委員等数(705)			延女性委員等数(268) 女性比率(38.0)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	3	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5)		
		延総委員等数(66)			延女性委員等数(8) 女性比率(12.1)	
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	347 人 (令和 2 年 1 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他 ()				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況				調査時点コード			1:令和2年4月1日			3:その他:			
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
			(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率		
本庁	計	435	27	6.2	24	0	0.0	63	4	6.3	348	23	6.6
	うち一般行政職	363	27	7.4	21	0	0.0	49	4	8.2	293	23	7.8
支庁・地方事務所等	計	444	63	14.2	9	0	0.0	93	10	10.8	342	53	15.5
	うち一般行政職	213	7	3.3	5	0	0.0	19	1	5.3	189	6	3.2
全体	計	879	90	10.2	33	0	0.0	156	14	9.0	690	76	11.0
	うち一般行政職	576	34	5.9	26	0	0.0	68	5	7.4	482	29	6.0
(内数)	警察関係	117	2	1.7	0	0		26	0	0.0	91	2	2.2
	教育委員会	52	2	3.8	2	0	0.0	7	1	14.3	43	1	2.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	557	111	19.9	656	168	25.6
	うち一般行政職	451	104	23.1	457	151	33.0
支庁・地方事 務所等	計	803	210	26.2	1,066	456	42.8
	うち一般行政職	541	138	25.5	499	257	51.5
全体	計	1,360	321	23.6	1,722	624	36.2
	うち一般行政職	992	242	24.4	956	408	42.7
(内数)	警察関係	233	12	5.2	583	73	12.5
	教育委員会	219	108	49.3	224	153	68.3

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)
本庁	計	61	3	4.9	61	13	21.3	76	18	23.7
	うち一般行政職	49	3	6.1	46	11	23.9	53	18	34.0
支庁・地方事 務所等	計	42	9	21.4	61	25	41.0	80	38	47.5
	うち一般行政職	22	0	0.0	40	15	37.5	37	21	56.8
全体	計	103	12	11.7	122	38	31.1	156	56	35.9
	うち一般行政職	71	3	4.2	86	26	30.2	90	39	43.3
(内数)	警察関係	18	1	5.6	25	1	4.0	47	3	6.4
	教育委員会	7	0	0.0	9	6	66.7	9	6	66.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎				
補佐級	○		○			○	◎				
係長級	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,155	113	9.8
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全	269	127	47.2
うち 上級	174	56	32.2
うち一般行政職	107	51	47.7
うち 上級	88	44	50.0
うち警察関係	72	11	15.3
うち 上級	50	7	14.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	石川県女性センター		愛称・通称			
設置年月日	昭和54年10月23日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：920-0861 住 所：石川県金沢市三社町1-44 電話番号：076-234-1112 FAX番号：076-234-1130 ホームページ： https://www.pref.ishikawa.lg.jp/jyoseicenter/index.html					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：一般財団法人石川県女性センター) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：石川県県民文化スポーツ部) 指定管理者(名称：) その他()					
職 員 数	常勤 2 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度	43,560	千円
主な事業	1. 広報啓発(主な事項) 2. 講座(主な事項：) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性なんでも相談、悲しみ110番) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書情報室の運営管理) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 女性センターフェスティバルの開催) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)					
〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕						
※ 実施しているもの：○						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人いしかわ女性基金		基金・基本財産額	244,000	千円
設置年月日	平成4年9月18日	出資者	石川県		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 石川県各種女性団体連絡協議会	加盟団体数	11	
				会 員 数	178249	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 男女共同参画のつどい)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 :)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	137,848	143,486	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	2,139	45,892	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容: ○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるばし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるばし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	いしかわ男女共同参画推進宣言企業(5, 7, 8, 12)、ワークライフバランス企業登録制度(2)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	石川県ワークライフバランス企業知事表彰

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	いしかわ女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 男女共同参画推進状況報告書 2. 無
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの: ○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画のつどい ・ 企業の男女共同参画推進事業 ・ 男女共同参画推進員ネットワーク事業 ・ 若者の男女共同参画推進事業 ・ 男女共同参画啓発副読本の作成 ・ 「いしかわパープルリボンキャンペーン2020」の実施 ・ 若年層向けDV予防啓発セミナー ・ 性暴力被害相談・啓発リーフレットの作成(小中学生・高校生・保護者向け) ・ 教員向けDV研修	講演会等(各種女性団体連絡協議会との共催) 企業における男女共同参画の意識改革を促進するため、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度を推進するとともに、セミナーの開催や取組事例集の作成などにより、企業の自発的な取組の実践を促す。 男女共同参画推進員の自主活動、研修等、応援団による出前講座を実施する。また、意識啓発を進めるための啓発誌を作成し、男女共同参画推進員の地域での啓発活動においても活用する。 若者の男女共同参画の理解を促進し意識の変革を図ることを目的に、県内の大学生等を対象とした、男女共同参画の視点による人生設計を考えるワークショップ等を開催する。 学校及び家庭における男女共同参画教育を推進するため、小学校5年生を対象に副読本を作成する。 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力等を許さないという意識を社会全体で醸成するため、11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間と位置づけ、市町や各種団体と協力し、県内一斉に啓発活動を実施する。 内容:パープルリボンツリーの設置、県施設のライトアップ、街頭キャンペーン、シンポジウム DVの未然防止を図るため、高校生・大学生等を対象に、男女が互いに尊重しあう関係について考えるセミナーを開催するほか、若年層向けの啓発冊子を作成・配布するなど、若年層への要望啓発を強化する。 未成年者の被害の潜在化防止を図るため、子どもの成長段階に応じたリーフレットを作成し相談をためらうことのないよう働きかける。併せて、保護者や教員等、周囲の大人が子どものサインを見逃さず被害を発見し相談につなげるため保護者向けのリーフレットも作成する。 高校生に身近な教員にもDVの専門知識を深めてもらう事業説明を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止 R2.4～R3.3 R2.4～R3.3 R2.7～ R3.3 R2.11 随時 R2.7 新型コロナウイルス感染症の影響により資料送付	
2. 表彰 ・ 3. 講座 ・ 男女共同参画啓発力向上講座	男女共同参画推進員等が、具体的な事例を学びながら、これからの地域での男女共同参画推進活動の進め方についてワークショップを通して考える講座を実施する。	26名	R2.9
4. 相談事業 ・ 起業による女性の社会参画推進事業 ・ 女性なんでも相談室の設置 ・ 悲しみ110番の設置 ・ DVホットラインの実施 ・ パープルサポートいしかわ(いしかわ性暴力被害者支援センター)の運営	起業を目指す女性(すでに起業しているが、事業内容を見直したい女性を含む)の相談に応じる。 女性の自立に関する様々な悩みに対する相談に応じる。 心の癒しを必要とする女性の相談に応じる。 配偶者からの暴力の被害者等の相談に応じる。 被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで必要な支援をコーディネートするとともに、警察への届け出を促進する。	随時 随時 随時 R2.4～R3.3 R2.4～R3.3	
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画推進状況報告書の作成	男女共同参画の推進状況や施策の実施状況についての報告書を作成する。		R3.2
6. 苦情処理 ・ 苦情処理機関の設置	男女共同参画に関する県民からの苦情に対し、適切かつ迅速に対処する。		随時
7. 交流促進 ・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性活躍推進事業	企業における女性の活躍を推進するため、働き方改革と女性の活躍推進に関するセミナーを開催するほか、企業が抱えている課題分析・問題解決のため、合同研修等を実施する。	セミナー:60人 数 値目標設定研修: 30社 事例検討会: 10社	セミナー: R2.10 数値目標 設定研 修:R2.10 事例検討 会:R3.1以 降
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 中国江蘇省女性団体交流事業	中国江蘇省女性団体と本県的女性団体との意見交換会等を実施する	未定	未定
10. 調査研究 ・ 11. その他 ・ 市町男女共同参画行政担当者研修会	事業説明、情報交換等	新型コロナウイルス感染症の影響により資料送付のみ	
・ 女性県政会議 ・ 女性県政学習バス事業 ・ (公財)いしかわ女性基金への支援 ・ 市町DV対策等担当者会議 ・ DV職務関係者研修 ・ DV相談員等育成研修 ・ DV被害者自立支援対策 ・ 教員向け性暴力被害理解促進研修	女性の意見を県政に反映するための会議を開催する。(婦人団体協議会共催) 県の施設見学を通して県政に対する理解を深め、社会参画意欲を高めてもらうため、学習バスを運行する。 (公財)いしかわ女性基金が実施する女性のエンパワメント促進のための事業を支援するため、これに必要な経費を補助する。 事業説明、情報交換等 職務関係者を対象に、DV被害者支援における知識を修得するための研修を実施する。 増加するDV相談に対応するため、市町等におけるDV相談員を対象とした研修を実施する。 保護施設退所後のDV被害者の自立生活への円滑な移行を支援する。 未成年の性被害について早期把握・適切な相談へつなげるため、教員を対象とした研修を実施する。	各120～175人 1台15～20人 述 べ100台 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 32名 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 R2.8 R2.8	R2.8～R2.11 R2.7～R2.11 随時 随時 R2.9 随時

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	石川県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない, 不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他			
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	石川県議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
なし			

調査時点コード: 3

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 (令和2年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成30年3月27日 ~ 令和4年3月26日
副	知	事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	70	7	10.0	
	都道府県防災会議(委員のみ)	69	7	10.1	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	29	3	10.3	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	3	50.0	
	2 国土利用計画地方審議会	15	10	66.7	
	3 土地利用審査会	7	1	14.3	
	4 都道府県交通安全対策会議	17	2	11.8	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	33	15	45.5	
	7 精神医療審査会	16	8	50.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	21	5	23.8	
	10 准看護師試験委員会	9	5	55.6	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	35	16	45.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	7	63.6	
	15 国民健康保険審査会	9	6	66.7	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	14	7	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	9	5	55.6	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	19	5	26.3	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	14	4	28.6	
	24 石油コンビナート等防災本部	35	2	5.7	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	23	13	56.5	
	28 地方港湾審議会	17	6	35.3	
	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
	31 介護保険審査会	15	12	80.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	3	27.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	12	5	41.7	2協議分
	34 警察署協議会	134	73	54.5	12協議分
	35 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	51	3	5.9	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	6	66.7	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	17	3	17.6	
	47 小児慢性特定疾病審査会				46と統合
	48 行政不服審査会	3	2	66.7	
	合 計	705	268	38.0	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	1	6.7	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合 計		66	8	12.1	
女性委員0の委員会数		4			